

青梅市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 18 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

こども基本法第 10 条第 2 項の規定にもとづく青梅市こども計画の実施に伴い、所掌事項を改めるほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

青梅市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青梅市こども・子育て会議条例

第 1 条中「子ども・子育て支援法」の前に「こども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 2 条第 2 項に規定するこども施策（以下「こども施策」という。）の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、」を加え、「第 65 号」の次に「。以下「支援法」という。」を加え、「の規定にもとづき」を「各号に掲げる事務を処理するため、青梅市長（以下「市長」という。）の付属機関として」に、「青梅市子ども・子育て会議」を「青梅市こども・子育て会議」に改める。

第 2 条中「、青梅市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ」を削り、「について調査審議し、答申」を「を所掌」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 市長の諮問に応じ、基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定および変更に関する事項その他こども施策の推進に関し市長が必要と認める事項について調査審議し、答申すること。

(2) 支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。

第3条第1項中「12人」を「13人」に改め、同項第1号中「1人」を「2人」に改め、同項第2号中「子ども」を「こども」に改め、同項第5号中「子育て支援」を「こども施策」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。